平成２２年（フ）第９１４号
広島市南区向洋大原町42番２号
破産者　叶　　博子
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６１号
山口市糸米１丁目３番３号
破産者　原田　晃信
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２７００号
福岡県太宰府市坂本３丁目１番48―206号、破産手続開始決定時の住所福岡県太宰府市国分５丁目10番７号
破産者　和田　豊一
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５２７号
福岡市城南区別府７丁目11番17号
破産者　長谷川　拓
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７９４号
福岡市早良区四箇田団地37番306号
破産者　竹内　一之
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７１８号
札幌市西区発寒７条７丁目１番17号
破産者　五十嵐和久
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３９号
北海道北斗市常盤１丁目16番14号
破産者　住谷　一彦
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２５０号
青森市本町２丁目８番１―308号
破産者　倉光　重悦
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２１号
川崎市高津区下野毛１―10―14　久保荘６―１、住民票上の住所秋田市将軍野南２丁目２番21号　メープルオークⅡ108
破産者　矢作　　満
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４２号
秋田市山王中島町16番15号
破産者　村越　裕子
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５２号
秋田市御野場新町１丁目23番３号
破産者　芳賀　恵子
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７８号
福島県二本松市米沢字下川原田30番地、従前の住所宮城県刈田郡蔵王町大字円田字泉屋敷６番地
破産者　齋藤　伸輝
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１５５号
福島県伊達市保原町上保原字馬橋27番地２
破産者　八巻　恵子（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１７６号
福島市北沢又字稲荷前２番地　市住１―23
破産者　平吹　幸子
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１６１号
福島県東白川郡塙町大字上石井字若宮37番地、破産手続開始決定時の住所福島県郡山市緑町15番２号　エンゼルハウス202号
破産者　菊池　利勝
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１６９０号
横浜市港南区港南台２丁目１番１―1203号
破産者　猪俣　　学
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７５１号
横浜市旭区白根３丁目26番４―303号
破産者　弥勒院麻里子
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８９６号
横浜市都筑区中川５丁目６番19号
破産者　中島　孝明
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６５４号
静岡県沼津市市場町６番19号、前住所静岡県沼津市下香貫島郷2521番地の１
破産者　髙島　政和
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１３４号
愛知県岡崎市岡町字石田４番地12
破産者　柴田商会こと　柴田　盛男
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係